

農作物共済 一般損害防止事業助成基準

農作物共済（水稲）に対する害虫防除を支援するため、必要な農薬の購入に係る経費の一部を助成する。

1. 交付対象

- (1) 令和3年産水稲共済または収入保険（水稲共済加入資格者）加入者（以下、「交付対象者」という。）に対して助成する。
- (2) 令和3年産水稲に深刻な影響を及ぼす害虫（スクミリンゴガイ）を防除するために必要な農薬を令和2年9月1日から令和3年8月31日までに購入し散布した農薬に対して助成する。
- (3) 当該購入経費に対して、他団体（国、県、市町等）から受ける助成額と本事業の助成額の合計が購入経費の9割を超えない範囲で助成する。なお、交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2. 交付条件

- (1) 交付対象者による申請は、交付申請期間中1回とし、助成金交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、購入に係る領収書の写し及びその明細を添えて、交付申請期間内に組合へ提出する。なお、領収書の支払者については、交付対象者の家族でも可とする。
- (2) 共同で実施した場合、代表者が、前項の提出書類に加え共同購入者名簿（様式3）を提出すること。
- (3) 交付申請期間は、令和3年7月1日から令和3年9月30日までとする。

3. 交付基準

- (1) 交付条件を満たす交付対象者に対し、購入経費の3割を上限として交付するものとし、予算を超過する場合は、予算の範囲内において交付対象者全員で按分して交付する。なお、交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 交付対象者1人当たりの助成金の額は水稲引受面積（収入保険加入者については、当該年産、営農計画の水稲作付け面積）に応じて以下の額を限度とする。

水稲引受面積	限度額
1ha 未満	5万円
1ha 以上	10万円

- (3) 予算の範囲内で按分する場合でも、前項の額を限度として按分するものとする。なお、按分された交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (4) 他団体からの助成があるため自己負担部分のみの領収書となる場合は、助成金交付申請書(様式1)へ自己負担額等を記入するものとし、当該団体へ当組合から確認するものとする。